

# 中世の帳合法と湊

—武蔵国神奈河品河両湊と帳合法について—

田 中 孝 治

## 1 はじめに

これまで帳合法の歴史を研究する中で、中世に於いては荘園の会計や、寺院の会計について考察を行ってきた。しかしながら、考えてみれば、我国は四方を海に囲まれ、太古の昔より大陸との往来は盛んに行われてきた。平清盛は日宋貿易により膨大な富を築き上げ、その財力で太政大臣まで上り詰めたという。かつて筆者は拙著（田中孝2014，149）において、伊勢大湊の天正二年（1574）の「船々取日記」と、永禄八年（1565）の「船々聚銭帳」について触れたことがあった。共に湊で徴収される入津料・入港船について記載した帳簿である。それ以外にも、中世の湊をめぐる武蔵国神奈河品河両湊に係わる貴重な史料（諸帳）が残存する。それらは、歴史学の分野で研究がなされてきた。筆者は、先達の研究を十分に斟酌した上で、会計学の研究者としてこれらの「帳」の解釈を試みたいと考える。

いつも述べていることであるが、歴史学の分野では、中世以前の新たな史料が発見された場合には、それを紹介するだけでも価値があるという。したがって、たとえこの試みが失敗したとしても、中世の湊の帳合法について考察し、経営総合科学誌上に掲載したことは、それなりに意義があるのではないかと考える。



た臨時の徴税であった。この仏日庵造営料としての帆別錢は、三年間の年期にも拘らず、五年余を経た永徳四年（1384）二月にもその徴収が厳命（図表3）されているが、管見で九通ある帆別錢関連史料のうち三通にはこの造営が明示され、他の六通には金沢称名寺金堂修造に関連する帳簿類であることから、後に称名寺金堂修造へと造営料の転用が行われたと考えられる（綿貫2006, 284）、と説明を追加している。それにしても、図表3に至っては、鎌倉公方の直々の御教書である<sup>1</sup>。

綿貫は、ここで挙げている称名寺金堂修造と「帆別錢納帳」が関係しているという。そのことについては舟越康壽（舟越1952, 146）や、高島緑雄（品川区1973, 334）が早い時期から指摘しており、それらを結びつけるものが、「金

図表2 武藏守護上杉憲春施行状		図表3 關東公方足利氏滿御教書	
長尾孫四郎入道殿	永和四年八月三日 (花押)	關東公方足利氏滿御教書	佛日庵造榮料武藏國浦ノ帆別事 任去御教書 嚴密可令致其沙汰給之狀如件
武藏國神河ノ品河以下浦ノ出入船 帆壹段別錢貨參佰又奉	「佛日庵造榮料之事」 〔高橋文〕 〔花押〕	永徳四年一月十五日	氏滿 (花押)
自當年以參ヶ年分、所被寄團覺佛日庵造榮要頭也 早仕被迎下之旨、且相副使於寺家雜掌、相觸在所地頭等 且點浦ノ宿屋各壹字、沙汰居彼雜掌、可令寺納之狀如件	〔高橋文〕 〔花押〕	圓覺寺長老	
出典：神奈川県1975, 595-596		出典：神奈川県1975, 641-642	

澤稱名寺金堂修造

料足日記」（図表8）というものであるという。綿貫は、独自の計算でそのことを証明している（綿貫2006, 285-286）。この点は、第3章で私見も交え述べたいと思う。

図表4 武藏國神奈河品河兩湊帆別錢納帳(1)

一應永元年分		一明徳三年分		一明徳四年分	
兩津分	百三十二貫文	神奈河分	廿貫文	神奈河分	廿貫文
品河分	六貫文	品河分	廿六貫文	品河分	廿六貫文
已上五十九貫文		已上四十六貫文		已上四十六貫文	
此内十貫文應永四年		八貫文、道阿彌納之		八貫文、道阿彌納之	
三貫文、應永五年九月十一日		四十五貫文、井田殿		八貫文、道阿彌納之	
三ヶ月分、道阿彌納之					
出典：金澤文庫1955, 295-296					

そこでいよいよ本章の本題である「帆別銭納帳」の考察に移ることとする。

二種類の「帆別銭納帳」のうち、図表4の方を「帆別銭納帳(1)」とする。明徳三年(1392)分から、應永三年分(1396)まで一年毎の納入額とその総計が書かれた表である。ただし、明徳三年分と明徳四年分は、神奈河・品河の別に表示され、それ以後は「兩津分」などとして纏めて記されている。作成者、作成年月日は書かれていない。作成されたのは、最後の納入分の後と考えると、應永四年(1397)頃ではなかろうか。

帆別銭納帳			
— 明徳三年分			
①	神奈河分 廿貫文 十二貫文ハ、寺家代官納、八貫文ハ、道阿彌納之、	20	
②	品河分 廿六貫文 十八貫文、寺家代官納、八貫文ハ、道阿彌納之、	26	
③	已上四十六貫文	46	
— 明徳四年分			
④	神奈河分 五十三貫文 八貫文ハ、道阿彌納之、四十五貫文、井田殿、	53	
⑤	品河分 六貫文 三ヶ月分、道阿彌納之、	6	
⑥	已上五十九貫文	59	
— 應永元年分			
⑦	兩津分 百三十二貫文	132	
— 同二年分			
⑧	兩津分 廿九貫文 此内十一貫文ハ應永四年自端雲庵主弁之、 三貫文、應永五年九月十一日	29	
— 同三年分			
⑨	七十三貫三百文	73.3	
⑩	都合三百三十九貫三百文	339.3	表計算ソフトの値

もう少し分かりやすくするために、表計算ソフトを使い計算し直し横書きにしてみた(図表5)。計算はぴったり合っている。いつもながら、中世人の計算力の高さに驚かされる。

順に見ていくこととする。まず明徳三年の神奈河分、20貫文の内、12貫文は寺家の代官が集め、残り8貫文は道阿彌なる人物が集金し納入している。品河分は、18貫文を寺家代官が、8貫文は道阿彌が納入している。納入合計は③46貫文である。明徳四年の神奈河分53貫の内、8貫を道阿彌、残り45貫文は井田殿という人物が納めている。品川分の6貫文(3ヶ月分)は道阿彌が納入している。このことは、「帆別銭納帳(2)」にも関係してくるので後述す

る。合計は⑥59貫文である。応永元年分は、兩津分として、⑦132貫文。応永二年分は、29貫文の内、11貫文は応永四年に端雲庵主が出し、3貫文は応永五年九月十一日に納入したと記されている。こころ辺り説明が必要かと思われるが、とりあえず最後まで行く。応永三年分は73貫300文であり、末尾に総合計として、⑩都合339.6貫文と記されている。この図表5では訂正した数字で作成した。しかしながら、原文書（図表4）では応永二年分⑧は、26貫文であり、総合計⑩も336.9貫文と記されていたが、「見せ消ち」、つまり元の文字が分かるように⑧の26貫文の6の横に9が、また⑩も336.9貫文の6の横に9が書かれ訂正されている。つまり、「見せ消ち」は3貫文が納入された應永五年九月十一日に入れられたものである。したがって、作成日はそれ以前ではなからうか。なお、応永二年分の内、応永四年に端雲庵主が出した11貫文は、「見せ消

図表6 武藏國神奈河品河兩湊帆別錢納帳(2)

※この行以降は下段に続く 以上五十九貫文 <small>為後承取、明德風解分帳、百十五至極丸、品辨分二貫ウ、百四兩出之</small>	六貫文	五貫文	五貫文	五貫文	五貫文	五貫文	四貫文	四貫文	二貫文	五貫文	五貫文	五貫文	壹貫文	三貫文	三貫文	十貫文	※この行は上段から続く 帆別錢納帳 明應元年正月迄之 品河分 八百文外券馬代	※この行は上段から続く 正月分 此月引道阿彌一圓承之 二月分 三月分 四月分 五月分 六月分 七月分 八月分 九月分 十月分 十一月分 十二月分 應永二年分
	以上十一貫文	以上十一貫文	神奈河分	以上十六貫文	以上十六貫文	以上十六貫文	以上十六貫文	以上十六貫文	以上十六貫文	以上十六貫文	以上十六貫文	以上十六貫文	以上十六貫文	以上十六貫文	以上十六貫文	以上十六貫文		
	正月分	二月分	三月分	四月分	五月分	六月分	七月分	八月分	九月分	十月分	十一月分	十二月分	應永二年分	應永二年分	應永二年分	應永二年分		
	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之		
	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之		
	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之		
	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之		
	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之		
	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之		
	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之		
此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之	此月引道阿彌一圓承之			

出典：金澤文庫1955, 294-295

ち」で訂正されていないので作成前の納入と考えられる。

以上、簡単ではあるが「帆別錢納帳（2）」の検討に移ることにしたい。両者を比較することによってより多くのことが分かってくると思われる。

次の図表6を「帆別錢納帳（2）」とする。こちらにも最初に「帆別錢納帳」という表題が書かれ、その下に小字で明德三年（1392）二月から始まる旨が書かれている。明德三年の神奈河分は六月分までであり、その後に断裂があり欠損部分がある。末尾に応永二年（1395）分と記されている。末尾から2行目を見ても分かるように、最後の納入分は応永二年の二月分であるので、丸三年と一カ月分の「帆別錢」の納入を記した一覧表ということになる。作成者、作成年月日は書かれていない。ただし、最後の納入が「十二月十二日」とあるので、作成されたのは、応永三年（1396）の初旬頃ではなかろうか。納入に関しては、毎月ではないが月ごとの納入であり、一年毎に納入の合計金額が記されている。一見したところ、この帆別錢納帳（2）は帆別錢納帳（1）の明細とも取れる。しかしながら、果たしてその解釈で良いのであろうか。始まりの明德三年分はよしとしても、帆別錢納帳（1）の終わりが応永三年分までであり、期間が違う。

この図表6も表計算ソフトを使い計算し直し横書きにしてみた（図表7）。こちらでも計算はぴったり合っている。図表7を見ながら、二つの「帆別錢納帳」の比較を試みたい。まず明德三年分の品河分・神奈河分からである。記載されている品河分16貫文・神奈河分28貫文は「寺納」と記載されている。寺に納めたということであろうが、徴収者の記載がない。図表2に書かれていた「寺家雑掌」ではなかろうか。神奈河分の合計の後に「自此月道阿彌承之」と書かれている。神奈河分の六月を徴収した後は道阿彌が担当したということである。その部分が欠損している。この「帆別錢納帳（2）」（図表6・図表7）の品河分・神奈河分の合計は、16+12で28貫文である。しかしながら、「帆別錢納帳（1）」（図表4・図表5）の方は、46貫文である。したがって、差額の18貫文（図表7★印）が失われた部分であり、道阿彌が徴収し納入した金額ということになる。品河分の「八百文此外馬代」の意味は分からない。徴収のために馬代800文を払っ

たということであろうか。

欠損部分の次は正月から始まっているので、ここから明徳四年分である。二月分の下に、「此月マテ道阿彌所務」とあるので、正月分と二月分を合わせて8貫文は道阿彌が徴収したということである。確かに「帆別錢納帳（1）」の神

NO	帆別錢納帳	明徳三年二月始之、	表計算ソフト値
1	品河分	八百文此外馬代	
2	十貫文	二月分	10
3	三貫文	四月分	3
4	二貫文	七月分	2
5	壹貫文	十月分	1
6		以上十六貫文 寺納	16
7	神奈河分		
8	五貫文	二月分	5
9	五貫文	四月分	5
10	二貫文	六月分	2
11		以上十二貫文 寺納 自此月道阿彌承之、	12
		<b>欠損部分</b>	(46-28=18) ★引用者)
12	四貫文	正月分	4
13	四貫文	二月分 此月マテ道阿彌所務、	4
14	十貫文	四月分 此月ヨリ井田殿ウク、	10
15	五貫文	六月分	5
16	五貫文	七月分	5
17	五貫文	八月分	5
18	五貫文	九月分	5
19	五貫文	十月分	5
20	五貫文	霜月分	5
21	五貫文	極月分	5
22	六貫文	自十月至極月、品河分二貫ツへ道阿彌出之、 為後年承也、	6
23		以上五十九貫文 明徳四年分畢、	59
24	十貫文	正月分 此月ヨリ道阿彌一圓ニ承之、	10
25	十貫文	二月分	10
26	十貫文	三月分	10
27	十貫文	四月分	10
28	十貫文	五月分	10
29	十貫文	六月分	10
30	十貫文	七月分(裏書)「百五十七貫文コレマテ」	10
31	十貫文	八月分 十二月十二日納之、	10
32	五貫文	九月分 十二月廿九日且納之、	5
33	五貫文	九月分 應永二 二月十二日	5
34	五貫文	十月分 應永二 二 卅日	5
35	五貫文	十月分 四月十四日納之、	5
36	五貫文	霜月分 五月一日納之、	5
37	五貫文	霜月分 十一月一日納之、此内三貫五百文ハ鐘也、	5
38	五貫文	十二月分 六月四日納之、	5
39	五貫文	十二月分 同十九日納之、	5
40	五貫文	應永元年未進分 七月十四日納之、	5
41	五貫文	同未進分納之、壬七月五日、	5
42	二貫文	同未進分 壬七月十四日納之、	2
43		已上應永元年分	132
44	二貫文	正月分 八月廿九日納之、	2
45	三貫文	正月分 九月廿一日	3
46	五貫文	正月分 十二月十六日	5
47	五貫文	二月分 十二月十二日	5
48		已上應永二年分	15
		帆別錢納帳(2)合計(NO. 6、11、23、43、48)	234
		「金澤稱名寺金堂修造料日記」の帆別錢額と一致	18 欠損部分★
			252

奈河分に「八貫文ハ、道阿彌納之」とある。次に四月の下に、「此月ヨリ井田殿ウク」とある。「ウク」というのは意味不明であるが、とにかくこの月から井田殿が担当し、極月(12月)までの45貫文を徴収している。前述したように、「帆別錢納帳(1)」に「四十五貫文、井田殿」という表記があった。また、この年の最後に「自十月至極月、品河分二貫ツ、道阿彌出之」とある。つまり十月から十二月の品河の3ヶ月分、1ヶ月2貫文で6貫文を道阿彌が立て替え払いしたということである。「帆別錢納帳(1)」

に「品河分 六貫文 三ヶ月分、道阿彌納之」記されていることと符合する。この6貫文を入れて明徳四年分の合計、59貫文の計算は合っている。

次の年、応永元年の正月分に「此月ヨリ道阿彌一圓ニ承之」と記載され、道阿彌が担当になったことが分かる。「一圓」というのは、品河・神奈河の両津ということであろう。七月分の未進を三回に渡って後納しているが、この年の合計132貫文も、「帆別錢納帳（1）」と一致する。この頃になると、納付の遅れが目立ってきている。翌年も正月分を八月、九月、十一月と遅れて納めている。最終的には二月分を十二月十二日に収め、15貫文で応永二年が終わっているが、「帆別錢納帳（1）」で、応永二年分は29貫文納付になっていた。この段階で14貫文の未進があるということになる。前述したように、初めは26貫文と書かれていたが、「見せ消ち」で6の横に9と訂正されていた。つまり後から3貫文をプラスしたということである。未進額14貫文の内、11貫文は応永四年に端雲庵主が納付しており、残り3貫文は応永五年の九月十一日に納入されている。つまり、「帆別錢納帳（1）」作成された段階で、すでに11貫文は納入されていたのであり、3貫文は間に合わなかったので「見せ消ち」で追加訂正したという訳である。したがって、「帆別錢納帳（1）」が作成されたのは、応永四年に端雲庵主が未進を納付した後であるといえる。

少し横道に逸れたので、話を「帆別錢納帳（2）」に戻そう。まず、帆別錢の徴収を担当した「井田殿」と、「道阿彌」が気になるところであるが、この二人は帳の作成に係わっているかもしれないので後述する。それでは、「帆別錢納帳（2）」作成されたのはいつか。応永二年分の最後の納入は、十二月十二日なので、翌年になってからの作成ではなかろうか。

ここで、欠損部分が無かったという前提で、「帆別錢納帳（2）」の全納入額を計算してみたい。

「帆別錢納帳（2）」から、明德三年分は、 $16+12=28$ 貫文、明德四年分59貫文、応永元年分132貫文、応永二年分15貫文である。さらに明德三年の欠損部分18貫文を加えると152貫文となる。

また、「帆別錢納帳（1）」で応永二年分までの合計（明德三年分46貫文、明德四年分59貫文、応永元年分132貫文、応永二年分29貫文）から、応永分二





～ホ)を賄ったのがA「帆別錢」とB「寺家年貢錢」ということである。この「金澤稱名寺金堂修造料足日記」を勘定形式に直したものが図表9である。見て分か

図表9 金澤稱名寺金堂修造料足日記(勘定形式)

(収 入)		(支 出)	
A 帆別錢	252,000	山取材木事	35,550
B 寺家年貢錢	22,405	番匠方料足事	164,400
		鍛治方	17,650
		細々材木等事	45,390
		修造之間人仕雑用	11,414
☆都合	274,405		274,404
☆収入と支出に1文の差がある。収支どちらかの違算だと思われる。			

るように、収入と支出に1文の差がある。違算だと思われる。『神奈川県史』(図表8の☆印列)には、明かに間違いとわかっているが、そのママにしたという「マ、」が「伍」の横に注記されている。原始簿に当たるものを確認しないと分からない。それにしても、中世の人の計算力は大したものである。

以上、見たところ「金澤稱名寺金堂修造料足日記」は、称名寺金堂修造の決算書であるといえる。そして、「帆別錢納帳(2)」は「金澤稱名寺金堂修造料足日記」のA「二百五十二貫文者、帆別錢」の明細といえる。「帆別錢納帳(2)」の最初に書かれていたように、帆別錢の納入は明徳三年(1392)二月から始まっている。「金澤稱名寺金堂修造料足日記」は応永二年分(1395)六月三日に開始されている。おそらく、帆別錢の納入額がある程度貯まってから金堂の修造の費用が賄われるようになって工事が開始されたのではないか。そして、帆別錢は、応永二年分の最後の納入は十二月十二日分であり、それを含めた額が「金澤稱名寺金堂修造料足日記」に転記されている。つまり応永二年の終わりまでに納入された帆別錢が金堂修造工事に投入されたということであり、欠損部分が無かったとしたら「帆別錢納帳(2)」から分かることである。ここで見てくることは、「金澤稱名寺金堂修造料足日記」と「帆別錢納帳(2)」は同時期に作られたということである。「帆別錢納帳(2)」は「帆別錢納帳(1)」の明細ように見えるが、果たしてそれでいいのかと前述した。「帆別錢納帳(2)」は「金澤稱名寺金堂修造料足日記」とセットであると考えべきである。「帆別錢納帳(2)」は、決算書である「金澤稱名寺金堂修造料足日記」の明細書として作られたものである。確かに二つの「帆別錢納帳」は、同種類の帳簿である。しかしながら、二つは違う目的で、違う時期に作られたものといえる。ただ「帆別錢納帳」は両方とも明細書であることは間違いないと思う。この点

は、後述する。

それともう一つ忘れてはならないことは、これらの「帆別錢納帳」を作成するための台帳（原始簿）があったはずであるということである。例えば、「はじめに」でも触れた伊勢大湊の「船々取日記」や、「船々聚錢帳」のような帳簿は、現場で日次記（ひなみき）として日々付けられていたと思われる。その日次記（原始簿）があったればこそ、それを集計等することによって明細帳である「帆別錢納帳」も作成できるのである。先ほど「金澤稱名寺金堂修造料足日記」への転記は、「帆別錢納帳（2）」からと述べたが、正確には原始簿から直接転記が行われたというのが正解であろう。

話を「金澤稱名寺金堂修造料足日記」に戻すと、「B 廿二貫四百五文者、寺家年貢錢」にしても、稱名寺は多くの莊園を持っていたと思われるので、「〇〇莊園からはいくら、〇〇莊園からはいくら、・・・」というように、拋出された年貢の出所をしめす明細帳が付けられていたのではなかろうか。そしてこの明細書を作成するために、各莊園から提出された年貢納入の決算報告書である「結解状」とか、「勘定状」が利用されたと考えられる。

また、支出の側でも、例えば「山取材木事」は、「山取材木帳」、口の「番匠方料足事」には「番匠方料足帳」、以下、ハ「鍛冶方帳」、ニ「細々材木等帳」、ホ「修造之間人仕雑用帳」などが存在したはずである。これらの帳は明細書であるとも考えられるし、明細が必要ないと考えられる場合は、それ自体が原始簿（台帳）であったはずである。

いずれにしても、決算書である「金澤稱名寺金堂修造料足日記」は帆別錢を含めた原始簿類から書き上げられた。すなわち直接転記され作成された。必要な場合には明細書も作られたのであろう

金沢文庫には、「金堂方人仕酒直事」というものが数点所蔵されている（神奈川県1975, 730-731）。これは金堂造営の手伝人に対して出された酒の明細帳で、日毎に人数とその値段が書かれ、最後に月別に集計されたものである。その日付が「應永二年六月」、「應永二年壬七月」、「應永二年八月三日」とあるの

で金堂造営のものであると分かる。他にも「金堂葺樽」であるとか、金堂造営のためかどうか分からないが「こてんのちうもの事」とか「塔方日記」（神奈川県1975, 732-734）などの帳が残存する。これらもすべて明細帳であると考えられる。すなわち「金澤稱名寺金堂修造料足日記」が分かりやすいように付されている表ということである。会計学の用語を使うなら「明瞭性の原則」である。

さらにもう一つ重要なことは、「金澤稱名寺金堂修造料足日記」は、単なる決算書であるばかりでなく決算報告書として機能していたのではないかということである。筆者もかつて拙著において、中世の結解散用状（年貢の散用状）に「日記」と付けられているものがあり、原始簿ばかりでなく、決算報告書までもが「日記」と関係がある（田中孝2014, 177）と述べた<sup>2</sup>。だから、「金澤稱名寺金堂修造料足日記」も決算報告書であったという論理は成り立つ。それが証拠に、『神奈川県史』が「金澤稱名寺金堂修造料足日記」に「金澤稱名寺金堂修造料足注文」と「注文」というタイトルを付しているのを初めとして、「金堂方人仕酒直事」は「稱名寺金堂造營人仕酒直注文」、「金堂葺樽」は「稱名寺金堂造營葺樽注文」、「こてんのちうもの事」は、「稱名寺金造營料材料足注文」、「塔方日記」には「塔方料足注文」という名称が付されている。「注文」とは上申文書である。金沢文庫に所蔵されているということは、称名寺に上申（提出）されたものである。中でも「金澤稱名寺金堂修造料足日記」が貸借対照表や損益計算書のような基本財務諸表である。それも製造関係の決算報告書である。工事にいくらかかったとか、材料は何を使ったとか、人は何人雇ったとか、そのためのお金がどこから出たとかといったが分かる。現代風に言えば、商業簿記ではなく工業簿記（☆印が製造原価）の類いといえよう。筆者はこのような製造関係の決算報告書を見たのは初めてであり、貴重な史料であると思われる。他の工事においても、このような史料が残っていれば、工事の規模や内容の比較ができるはずである。

他にも、工事を請負った者に対する報酬に関係した報告書も当然あったはず

である。いずれにしても、このような諸帳によって、工事の全貌が見えるはずである。蓋し、中世の神奈河品河両湊には、優れた帳合法のシステムが出来上がっていたと結論付けられるのではなからうか。

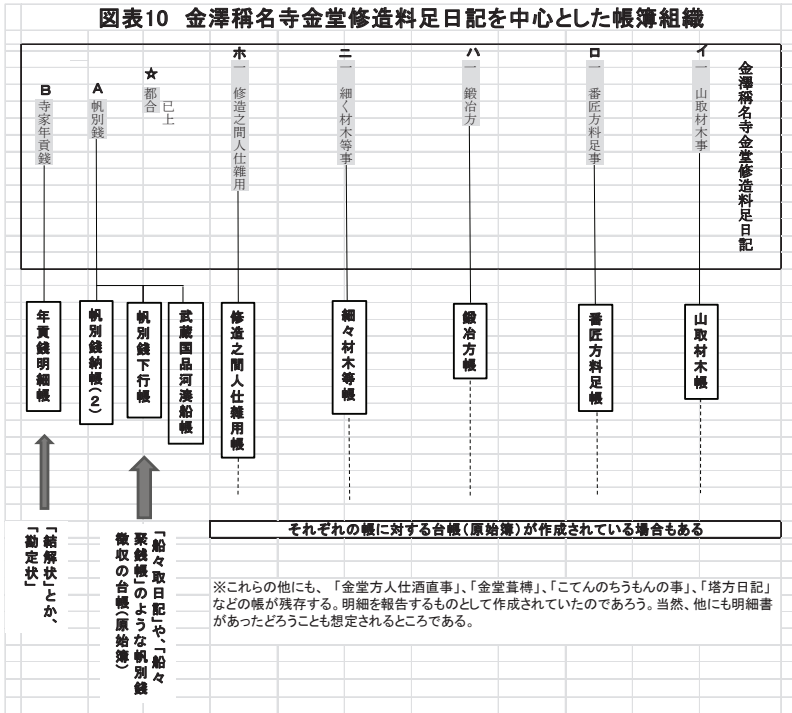
それから忘れてはならないことは、これらの帳を誰が作成したのかということである。おそらく帆別錢の徴収から金堂の造営までを請負ったものが、称名寺に説明責任（会計責任）を果たすために作成したものであると考えられるが、それが誰であるかについては第5章で改めて考えたいと思う。

最後に、「帆別錢納帳（1）」について付け加えたい。これは、造営が総て終わり、称名寺のために使われた帆別錢一切に関する明細の報告書ではないかと思われる。金沢文庫には、「帆別錢下行帳」というものの断簡が所蔵されている（神奈川県1975, 764）。「應永三年三月」から始まっているので、先の「金澤稱名寺金堂修造料足日記」後である。この下行帳から帆別錢が榑、鋏、アサヲ（麻苧？＝引用者）などの支払いに使われていたことが分かる。「帆別錢納帳（1）」から、帆別錢は「應永三年分」まで、称名寺に納入されていたのがわかる。おそらく、「帆別錢下行帳」は「金澤稱名寺金堂修造料足日記」の次の期か、或は、金堂の修造がいったん終わり、別の工事のために帆別錢が使われたことを示す明細書ではなからうか。したがって、先の「金澤稱名寺金堂修造料足日記」のA「帆別錢」の明細を示すものとして、「帆別錢納帳（2）」の他に、「帆別錢下行帳」の存在は当然想定できる。

図表10は、筆者が考えた「金澤稱名寺金堂修造料足日記」を中心とした帳簿組織のである。これは、あくまで現代の簿記会計を知っている者の目から見たの想定図である。

最後に「帆別錢納帳（1）」について考えたい。これは、称名寺に納入された「全ての帆別錢の報告書」ではなからうか。前述したように、金堂修造の第二期の工事があったとか、他にも造営工事があって、そのために別の「金澤稱名寺金堂修造料足日記」等も作成され決算報告もなされていた。その工事を含めた全体の決算報告がなされ、そのために作成された帆別錢の明細書という考えは成

図表10 金澤稱名寺金堂修造料足日記を中心とした帳簿組織





郎丸」、船主は「六郎大郎」、そして問名は「行本」(ハ)である。問は他にも(イ)の「正祐」と、(ロ)の「國阿彌?」があり、合わせて三軒であることも読み取れる。なお、①の鎌倉新造の「新造」は、「新たに建造した船」を意味する(綿貫2006, 287)とのことである。

さて、この図表11を綿貫は帆別錢の「徴税台帳」と位置付けているのに対して、宇佐美の方は「免税台帳」とであると結論付けている。それでは、上手く纏めることが出来るかどうか分からないが綿貫・宇佐美論争について見ていくこととする。

#### (1) 綿貫友子の「武蔵国品河湊船帳」の見解

綿貫は、「武蔵国品河湊船帳」について、永和から応永期にかけて、神奈川・品河湊以下、武蔵国の浦々出入の船を対象に賦課された津料の一種「帆別錢」徴収に際し作成された徴税台帳と考えられる(下線引用者、綿貫2006, 282)と定義している<sup>3</sup>。また、「武蔵国品河湊船帳」は、先述の二通の納帳に先立って出入船を把握する目的で作成されたと考えられ、今日は伝来していないが、明德三年九月以降から応永三年までの品河分、同時期の神奈川分についても同様の湊船帳が作成された可能性が高い(下線引用者、綿貫2006, 285)、とも述べている。

綿貫がこの説を展開した根拠は、先学の説を踏襲し、「武蔵国品河湊船帳」の湊船を、「品河に着いた船・寄港した船」と理解していること。さらにその先学達が、「武蔵国品河湊船帳」と「帆別錢納帳」を関係づけていること<sup>4</sup>。両帳の記載内容が同時期から始まっていること、両帳とも称名寺に伝来したこと、さらに湊船が帆別錢の課税対象になる品を積んでいたこと<sup>5</sup>、などに求めていると考えられる。なお、上記の他にも、小笠原長和(小笠原1985, 8)、永原慶二(永原1991, 411)、阿部征寛(阿部1990, 117-118)なども帆別錢の徴収に関わる帳であるという考えである。

#### (2) 宇佐美隆之の「湊船帳」の見解

宇佐美自身が述べているように、論文(宇佐美1997)<sup>6</sup>の主旨は、「神船=湊船」



であり、「湊船帳」は「免税台帳」である（稲本・宇佐美・柘植・峰岸・綿貫1998, 27）という点にある。それともう一つ、宇佐美は史料（図表11）の通り、「湊船帳」という名称をそのまま使っている点が注意である。

まず宇佐美は、綿貫が踏襲している「湊船」を「品川湊に寄港した船」と理解する説（これを宇佐美は〈寄港船説〉と名付けている）に疑問を呈する永原慶二の説を引き合いに出す（宇佐美1997, 67）。その永原は、「武蔵国品河湊船帳」（図表11）の②鎌倉丸の割注（あ）に「自未元年六浦 成湊船」に注目する。これは、「鎌倉丸は前年まで六浦の『湊船』であったが、今回品川湊所属の『湊船』となったことを示すものではないか」（永原1991, 411）と述べている。宇佐美は、これを〈船籍地説〉と名付けている（宇佐美1997, 67）。そして宇佐美は、両説ともに「湊船＝品川湊船」と考え、「湊＝品川」としているが、この考えに立つ限り、②藏丸の割注の説明はつかない。すなわち「自申元年品河 成湊船」（い）を直訳すれば、「申の年から、元は品川の船だったのが湊船になったとなる。各説のように「湊船＝品川湊船」と考える限り、この記載は説明不可能である」（宇佐美1997, 67）と述べている。そして、冒頭と端裏書に記されている表題は『湊船帳』であり、『品河湊船帳』という語はどこを探しても記されていない。端裏書には、表題に添えられるように『品河付分』とあり、末尾には『品河付湊船』という語があるが『品河湊船』の語は見当たらない。記載の限りでは『品川につく湊船』であり、『湊船＝品川湊船』とする根拠は史料中には見出せない（宇佐美1997, 67）、という疑問を呈している。

この疑問を解くために宇佐美が考えたキーワードは、一つは「湊」という語であり、もう一つは「神船」である。ごく簡単に言うと、品川は「津」であり、「湊」ではない。「津」は大きな船が入港できない。大きな船が入港できるのは、伊勢の大湊である。したがって、史料の「湊船」は「大湊の船」という意味で用いられている。大湊の船なら伊勢神宮の神船勤役を務めている「神船」である。「神船」なら関銭などの納入免除の特権を伊勢神宮から補償されていた。大湊こそ神船の船籍地である。その上で、②藏丸の割注は「品河の船が神船となっ

た」という記載はなんらの問題はない。㉗の鎌倉丸の場合もおそらく同様に六浦所属の船から神船になったのであろう。以上のことから、「神船」=「湊船」であり、「湊船帳」は「帆別銭免除の台帳」であったと考えられる。理由としては、帆別銭額の記載がないことと、関銭免除である神船が入港した際、品川現地の帆別銭徴収の担当者が納入先の称名寺に対して、どれだけの船が神船で徴収出来なかったかを示すために「湊船帳」は作られたのである（下線引用者、宇佐美1997, 68-76）、と宇佐美は述べている。かなり乱暴な纏め方をしてしまって宇佐美の意図が十分に伝わったかどうかは分からないが、宇佐美はこれらの事について丹念に史料を挙げ述べている。

### (3) 綿貫の対応と、その後の論争

綿貫は、その後に著した著書（綿貫1998）の中で、「付論『湊船帳』補考」（105-138頁）という章を設け、自説の強化に努めている。ただし、宇佐美の批判に耳も傾け、史料の再検討を行った結果、名称を端裏書通り「湊船帳」と訂正している。これについては、史料の翻刻を行った『金澤文庫古文書』庶務文書篇や『神奈川県史』資料編が「武蔵国品河湊船帳」という表題を付しており、この名称を無批判に踏襲し用いた軽率は反省しなくてはならない（綿貫1998, 111-112）と述べている。但し、筆者は論文の整合性を保つために、「武蔵国品河湊船帳」という名称を本稿では使い続ける。

ここで綿貫は、宇佐美の指摘を傾聴し、その可能性を考慮しつつも「湊船帳」にいう「湊船」と伊勢の史料中に記された「湊舟」を短絡的に結び付けることには慎重になりたいと考えている。その上で、綿貫は「湊」を一般名詞としてとらえ、「品河村湊舟」は「品河に附属する湊（の）舟となった」と解釈するのが自然であり、㉗は「元は六浦の舟であったが、今は湊（の）舟である」としている。一方㉘は、「元は品河（湊）に属した舟が、一時期品河を離れて別の湊に属し、再び品河に戻って湊の舟なった」という意味であるが疑問も残る（綿貫1998, 123）と述べている。

さらに、宇佐美の批判に対して綿貫が訂正したのは、「武蔵国品河湊船帳」

を徴税実務の現場で用いたものではなく、品河への入港船を称名寺が把握するための登録原簿的な書上であると考えた点である。帆別銭との関わりでは、品川湊へ停泊した間に同湊で納税を行う船が「湊船」なのであり、「湊船帳」は徴税台帳であると同時に、それらの船が同湊以外の武蔵国の浦々への寄港をしたとしても、そこでは税を納める必要がないという納税証明の登録簿としての機能を有したのではないだろうか（下線引用者、綿貫1998、127-128）と述べている。そして、現段階において把握し得た史料数とその内容からは、提示できるだけの結果を得ることが出来ずにいる。今後も重要な課題として追求してゆきたい（綿貫1998、128）と結んでいる。

その後、二人の論争は、誌上から品川歴史館の座談会に舞台を移して直接対決となる。紙面の都合上省略せざるを得ない。ただその記録を見ると司会の峰岸純夫や、稲本紀昭も討論に加わっているが決着がつかなかった<sup>7</sup>。

以上、綿貫と宇佐美の主張を十分くみ取り説明できたかどうか分からない。二人の説は、それぞれ納得する根拠を示していることは確かである。

その後、二人の論争に関わって、黒嶋敏が次のような興味深い解釈を述べている<sup>8</sup>。まず黒嶋は、(省略するが別の史料を挙げ)「商舟」＝「往来舟」であるとし、地域に利潤を落とす「商舟」は、やはり遠距離を結んでいる廻船と見るべきだろう。このことから「往来船(舟)」とは、沖を航行する廻船であることがわかる。もっとも、湊に「出入」せず、ただ通過してしまっただけは「課役」の徴収は実現しない。「湊船」とは、湊に「出入」して「課役」対象となった「往来船」とすることが出来よう。この事例に学べば、(い)の「自申年元品河成湊船」とは、もとは品川の船だったが、この時には課役対象の「湊船」になっていた、という意にならないか(黒嶋2012、239)。したがって、図表11は、課役負担が発生する「湊船」を書き上げたものと位置づけられることができよう(黒嶋2012、241)と述べている。取りも直さず、この黒嶋の見解は、綿貫の援護射撃になると思われる。ただ、黒嶋は、厳密に言えば、綿貫の言う「品川に寄港・停泊している船」から武蔵国内の船(地船)を除いたリストなのである(黒嶋2012、241)、と付け加えているが、いずれにしても、黒嶋の意見は

論争当事者の主張に劣らず興味深いといえよう。

それと筆者には、もう一つ気になる論稿がある。それは、綿貫が「武蔵国品河湊船帳」について論じた嚆矢であると紹介する瀧善成の論稿である。そこで瀧は、「而して彼等が催徴に當つては先に揚げた品河湊付の舟々は、舟名は明らかでないが神奈河湊付の舟々と同様恐らく免税された事と思しき故—それであれば湊付舟書上報告の意味が薄くなる—」（下線引用者、瀧1936, 80）と述べている。前の方の下線部、「免税された事と思しき」というのはどういう理由から免税と思うのだろうか。しかも、「舟名は明らかでないが神奈河湊付の舟々と同様」ということは、「神奈河湊付の舟々」は免税されているのか。さらに、それを「書上報告」するというが、瀧はその理由を全く書いていない。現在では知られていない史料が存在するということであろうか。あるいは伝承があって、瀧はそれを誰かから聞いていたのであろうか。それが判れば、宇佐美説に有利に働くと思われる。瀧は、この論文発表の一年前に「關所の研究」（瀧1935）という論文を発表している。その中で、鎌倉荏柄社の天文十年（1541）に設けられた關の關料の徴収区分で、「僧侶及び里通者の免税」（瀧1935, 68）を挙げているが、免税台帳の提出についての言及はない<sup>9</sup>。書かれていないからといって無いとはいえない。帆別銭の免除はそこからきているのか。それでは、報告の方はどうであろうか。関所に免税という制度があり、その免税者の一覧表を領主に提出していたという事例でもあり、瀧はそのことを知っていて「武蔵国品河湊船帳」に当てはめているのであろうか。

とにかく「武蔵国品河湊船帳」を見渡す限り、帆別銭の「帆」の字も書かれていないのだから、新しい史料が見つからない限り決着はつかないと思われる。

ただ簿記会計を研究してきた者の立場から言わせてもらえば、「どちらでも良い」。そんなことを言うと、「ふざけるな！ どうでも良いことを、なんでこんな長々と書いてきたのか！」と御叱りの言葉が聴こえてきそうである。筆者としては、二つの意見それぞれに立派な論拠があり、二つの説を示してくれたことこそ意義深いことであると考え。中心のなったお二人の研究者を初め論争

に関わられた中世史の研究者の方々に敬意を表したい。二つとも「有り」ということである。つまり二つとも称名寺に提出する重要な「明細書」として考えられるということである。例えば、「武蔵国品河湊船帳」を「徴税台帳」とすれば、帆別錢を支払った船がどういう船であるかが分かることは称名寺にとって重要なことである。しかしながら、免税された船があれば、それも知りたいと思うだろう。「免税台帳」も当然作成されていたはずである。反対に「武蔵国品河湊船帳」が「免税台帳」なら、「徴税台帳」も当然作られているはずである。つまり、どちらの立場に立つにしても、失われているだけで、もう一方の帳も作成されていたはずである。二帳とも称名寺に提出する重要な明細帳となるからである。そして、この二帳を前述した帳簿組織図（図表10）の中に位置付けるなら、「金澤稱名寺金堂修造料足日記」の「A帆別錢」という項目から伸びた線と結ばれ、「帆別錢下行帳」の横辺りに来るのではなかろうか。そして、この二帳を作成するためにも、「船々取日記」や、「船々聚錢帳」のような原始簿が当然記帳されていたと考えられる。

それでは、いよいよ神奈河品河諸帳の作成者について考えてみたいと思う。

## 5 神奈河品河諸帳の作成者と問について

宇佐美は、論文の終わりの方で作成者について興味深いことを述べている。『湊船帳』の船が入港順ではなく、問毎に記されているのは注目すべき点である。・・・問名の記されていない<sup>②⑥</sup>の子持丸以下の船も、単にその前の『問行本』が省略されているのではなく、この帳の作成者自身の間に付いた船であるからこそ、記す必要がなかったという仮説も成り立つのではなかろうか。<sup>②⑦</sup>・<sup>②⑧</sup>の問名の記されていない船の中のみ詳しい注記がつけられていることも、この仮説の傍証に足り得るだろう。そして、『湊船帳』の作成者を敢えて推定するならば、・・・「帆別錢納帳」で「寺家代官」と共に帆別錢を納める役割として登場する“道阿弥”なる人物の可能性が高い。正祐、国阿、行本の三つの問よ

り提出された湊船の書上げは、問の代表者である道阿弥の下でまとめられ、帆別銭の徴収権者称名寺に提出されたのである」(宇佐美1997, 76)。

実は、筆者も神奈河品河の諸帳を一覧して、作成者は道阿彌でないかと直感した。綿貫も諸帳の作成者についてははっきりとした言及はないが道阿彌を神奈河・品河の重要人物と見ている。

さて、それでは神奈河品河の諸帳を作成したのは誰であろうか。ここでは諸帳全部を作成したのを一人と仮定してみたい。史料から考えられるのは、「武蔵国品河湊船帳」に出てくる「正祐」、「國阿彌?」、「行本」の三問と、「帆別銭納帳」に見える「寺家代官」、「井田殿」、「道阿彌」である。

綿貫の見解は後に紹介するとして、その前に中世の「問(丸)」とはどういう存在であったかについて見ておきたい。問丸については、豊田武の研究(豊田1936ab、後に加筆され豊田1991に収録)が多く引用されており、代表的なものではないかと思う。

豊田によると、問が文献上の最初に現れるのは、長明記保延元年(1135)八月十四日の石清水八幡宮の放生會において船の世話をした「戸居男」なる者である。恐らく攝關家の莊園に住み、主として水上運輸の業を擔當したものであろう(豊田1936a, 29-30)としている。そして豊田は、このように問丸が、最初は莊園に隸属していたが、時代とともに独立し、発展していったさまを次のように纏めている。莊園制下の問丸は、莊園領主に隸属する一庄官として、その交通雑役に服すると共に、専ら領主に収穫物の運送・倉庫保管・委託販売等にも従っていた。然しこれは莊園内の港湾が極めて排他的に一方の領主によって独占されていた場合のことであって、鎌倉末、海上の交通が頻繁となり、港湾がますます開放的となるや、交通の要路に居を構えている問丸は、その港湾を所有する特定領主に隸属してその用を足すばかりでは満足せず、その港湾を利用する他の莊園領主の要求に応じて、収穫米の輸送管理を引き受け、やがて一方的な隸属関係を脱して、専門の貨物仲介業者乃至は貨物運送業者として独立する(豊田1991, 208-209)。また、水上交通の要地に住む問丸は、年貢の輸送・

管理はては運送人夫の宿所も提供したのであるが、鎌倉中期以降一般貨幣商品経済の進展に伴い、問丸の定住する港湾は次第に繁華な商業都市となり、市場も開け、商業取引も日増しに盛んとなっていった（豊田1991, 214）。豊田によると、中世の港湾中、文献上に問丸の存在を明らかに指摘し得るものは、36港に及ぶという。その中には、本稿で取上げた品川や六浦、また（伊勢）大湊、兵庫などは、もちろん含まれる（豊田1991, 238）。さらに、豊田は問丸が資本を蓄積し、独力で土一揆の襲撃を防禦し得るものが出てきたこと、小売商人を統制するようになっていったこと、庄園の年貢の徴収を請負ったこと、金融の方面でも為替を扱った例が無数に見出されることなどについても例を挙げ述べている。また港との関係において、関税徴収の補助をし、代官職に補任された者や、港に出入りする船舶の取締まりも引受けするような例も示している（豊田1991, 265-267）。

「武蔵国品河湊船帳」についても、品川湊のあつた湊船三十艘は、各専属の問丸を有して、貨物の陸揚げ・保管・委託販賣に従わせてみたらしい（豊田1936b, 32）と述べている。

以上のことから、「問（丸）」というものが、中世後期には相当いろいろな業務をこなし、力を持って来たことが伺える。

ところで、綿貫は「武蔵国品河湊船帳」に出てくる問の内、「行本」に注目している。綿貫は、同時代の称名寺領上総国佐貫郷年貢済物結解状（金澤文庫1955, 298-299）に「行本」という記載を見つけている。その行本が「武蔵国品河湊船帳」記載の「行本」と同一人物である可能性が高いこと、そして郷内において代官に次ぐ権限を持つ立場にあり、庄園の管理・運営に当る荘官の一つである定使的存在<sup>10</sup>であったのではないか。交通の要衝品河を拠点に流通に幅広く関与した有徳人<sup>11</sup>の一人が行本であったと考えられる。そして彼は問・定使双方の機能を通じて、称名寺の請負を行っていたにもかかわらず、同寺に近接する六浦にではなく、品河に問を営み、同寺の寺領経営とは無関係な伊勢の廻船などの受け入れをも重要な機能としていたことは注目される（下線

引用者、綿貫1998、272-278)と述べている。

それでは「帆別錢納帳(2)」に出てくる「井田殿」、「道阿彌」はどうか。綿貫は両者が三軒の間とどのような関係にあったかは不明であるが、それらの間ときわめて近侍した存在と考えて良いのではなかろうか(綿貫1998、282)、と述べている。そして同時期の有徳人的存在で、武蔵国橘樹郡長尾村の長尾山威光寺の有力外護者であったという井田氏を挙げ、この一帯は神奈河湊を支配した武蔵野守上杉氏の家宰長尾氏の支配領域であり、井田殿は、そこに拠所をもつ長尾氏の被官的存在であったと考えられる。井田殿が神奈河湊のみで帆別錢の徴収を請負っていることと、帆別錢の初出史料(図表2＝引用者)で、徴収が武蔵守護の上杉能憲から長尾孫四郎に命じられていることは、井田殿の居所と無関係ではないように思われる(綿貫1998、282-283)としている。

山田邦明は、鶴岡八幡宮と日光山の所領支配は、「政所」(代官)によって担われ、代官には多くの場合「侍層」が任用され、彼らの奔走により百姓からの年貢収奪が成り立っていた、代官は一定の給分を与えられ、所領管理のほぼ一切を受け持ち、百姓に直接対していたのである。このような代官を核とする所領支配は、少なくとも鎌倉寺院や直臣層の所領ではごく一般的なことであったと思われる。称名寺などの律寺では律僧が代官として所領の管理にあたることが多かったようであるが、鎌倉寺院全体でみれば、「侍層」が代官をつとめることがより多かったとみてよかろう(下線引用者、山田1995、415)と述べている。綿貫の意見に従うと、井田殿は「侍層」でる。したがって、帆別錢の徴収も初めは称名寺の寺僧も行っていたが、やがて井田殿に替わったというのは領けるところである。

次に、「道阿彌」はどういう人物であろうか。綿貫は、佐賀郷の宝徳元年(1449)の結解状(神奈川県1979、30-31＝引用者)に道阿彌の名がみえる。応永元年と55年の隔たりがあるが、品河・神奈河で帆別錢徴収を請負った道阿彌と同一人物である可能性が想定され、先にみた品河の間行本と同様、佐賀郷において定使的な活動を行っていたことが考えられるのではないだろうか。また道阿彌



という阿彌号を称することから、当時、品河に存在した時宗の荒居道場との関わりが指摘できるかもしれない（下線引用者、綿貫1998, 283）としている。

そして綿貫は、「行本」、「井田殿」、「道阿彌」は称名寺の徴税請負という点で共通点を持つが、何れも同寺の外湊六浦とは隔たった品河や神奈河を拠点に、それぞれに同寺に捉われない地域、勢力との交流が看取される者たちであり、特定の寺院経済に寄生するのではなく、そこから自立した間の成長が窺われるように思う。近年の研究で指摘されてきた15世紀中期、東国各地の湊津の有徳人（富〈有〉裕人）は、成長した間の姿ではなかったろうか（下線引用者、綿貫1998, 283-284）という見解を示している。その例として、何れも紀伊国熊野の人の後胤で、問経営を含む海運をもとに蓄財をしたという伝承を持つ有徳人、鈴木道胤<sup>12</sup>と榎本道琳を挙げている。この二人は流通の中から台頭し、妙国寺や海晏寺などの大檀那として寺院建立をはじめとする品河の都市形成の原動力となったと説明している（綿貫1998, 284）。そして、この二人のうち、道琳が、海運と関わりを基盤とした湊の有徳人という点、また荘園の年貢の請負を行っていたのではないかということで、行本や、道阿彌と同様の存在と考えられる（綿貫1998, 284-285）としている。ちなみに、及川盛雄も『横浜市史』の中で、道阿彌は問丸でもあったろうか（及川1958, 326）という指摘をしている。

綿貫の主張はまだ続くが、そのことについては「おわりに」で触れる。ここで話を戻して、前述したように神奈河品河諸帳の作成者を一人と仮定した場合、誰になるか。やはり宇佐美の挙げた「道阿彌」であろう。諸帳を作成できるのは工事に携わったものだけである。「金澤稱名寺金堂修造料足日記」から工事は応永二年分（1395）六月三日に始まっている。「帆別錢納帳（2）」を見ても分かるように、工事が始まるまでには、帆別錢の徴収権は「道阿弥」が掌握している。おそらく道阿弥は、綿貫が述べるような人物であり、称名寺金堂の修造を請負うだけの力をもっていた湊津の有徳人なのだろう。以上のように考えるなら、宇佐美の指摘した「武蔵国品河湊船帳」の子持丸以下の船の間の記載

がないのは、単にその前の『問行本』が省略されているのではなく、その帳の作成者であり、称名寺への提出者が道阿弥自身であったなら領けるところである。

## 6 おわりに

以上、中世史の研究者の業績を斟酌しながら「武蔵国神奈河品河両湊と帳合法について」の考察を試みてきた。そこで帳合法そのものについて述べていきたいわけであるが、もう少し綿貫の主張を見てみたい。

綿貫は、鈴木敦子の見解<sup>13</sup>も参考にしながら、問と土倉が極めて類似した機能を有していた。湊津における蔵、蔵本、土倉が問であった、問は浦々における土倉であったとあってよいのではなかろうかと考えたい（綿貫1998, 286）。彼らは問＝湊津における蔵（土倉）として金融にも関わり、荘園における定使的存在として領主と在地の間の経済を媒介し、室町幕府が土倉からの収入を財源としていたように、鎌倉府財政（経済支配）も彼らの存在に大きく依存していたと考えられるとしている（綿貫1998, 287-289）と述べている。

繰り返しになるが、行本や道阿彌などの問は湊津において大きな力を持っていたということである。そうでないと、寺院の造営や修造などの大仕事は請け負えないはずである。さらにいえることは、そのような大仕事を「道阿彌」一人ではできないはずはない。資金の調達（この場合は帆別銭の徴収になる）から、資材の購入、人夫の手配等々、とても一人ではできない仕事である。おそらく「道阿彌」は「一家」を成し、どういう名前と呼ぶのか分からないが、「手下」と呼ぶのか、「家来」というのか、今でいう従業員を多く抱えていたのであろう。したがって湊での帆別銭の徴収は誰某、木材の手配は誰某、人の手配は誰某、というふうに仕事を振り分けてやっていたのだと思う。その中に当然「帳簿付け」の担当もいたのであろう。

さらにいうなら、綿貫の発言で、佐賀郷の宝徳元年（1449）の解結状に道阿

彌の名がみえ、55年の隔たりがあるが同一人物ではないかというのがあった。これは当時の寿命から考えて受け入れにくい面もある。次のような事も考えられるのではないか。前述したように「道阿彌」が「一家」を形成していたとして、その組織を存続させるために頭である「道阿彌」の名を後継者に譲ったのではないか。筆者は、「襲名」ということが何時から行われていたかは分からなが、現代風に言うなら「道阿彌」が商号化していた。そう考えれば、綿貫の道阿彌同一人物説も無理なく受け入れられると思う。

次に「道阿彌」の阿彌号についてである。網野善彦は、勸進上人が関所を建てて関料を取り、棟別銭の賦課を公権力によって認めさせるなどして資金を調達しそのお金で「唐船」を建造し、さらに資金を巨大にしたうえで、寺社を造営したり、橋を架けたり、港湾を修築するなどの土木事業を請負ったことなどを挙げ、十四、十五世紀にかけての貿易、商業は、こういう僧侶、あるいは僧形の人々によって担われていたというべきで（傍点引用者、網野2009, 315-316）と述べている。

「道阿彌」は、時宗か律宗か何宗か分からないが僧形の名であり、網野の主張と一致する。筆者は、いろいろなところで何度も書いてきたことであるが、帳合法の発達は「宗教」、特に「仏教」と関係性があるというのが持論である（田中孝2014, 177-178）。お金の集まるところで帳合法は発達する。

また、綿貫は、問が土倉に限りなく近づいたと述べているが、この点も帳合法と関係する。京都には山門系の土倉があったり、禅僧と土倉の関係があったり、宗教と土倉の関係性は指摘されているところである。我国で記録上最古の商業帳簿は「土倉帳」（質屋の台帳）であるという説を京都帝国大学の大森研造が提唱し、それを大森の後輩で、戦後、日本経済史の大家となる宮本又次が継承し長い間定説となっていた（田中孝2014, 10）。それほど土倉は帳合法に長けていたと考えられてきた。

問が成長して湊津の有徳人となり、問は土倉に限りなく近いという綿貫の主張から、武蔵国神奈河品河両湊で「帳合法」が発達していたと考えても不思議

ではないであろう。

その結果、図表10で見たような「金澤稱名寺金堂修造料足日記」を中心とした帳簿システムが確立していた。もちろん、この事は現代の財務諸表制度を知っている者から見た見解である。しかしながら、この帳合法によって称名寺の金堂修造に関する全貌が分かることは確かである。前述したように「金澤稱名寺金堂修造料足日記」は基本財務諸表である。現代でも貸借対照表や損益計算書の重要項目には附属明細表が作られるのと同じように、「帆別錢納帳」や「武蔵国品河湊船帳」は、「金澤稱名寺金堂修造料足日記」の明細表と位置付けて良いと思う。「明瞭性の原則」である。さらに、以上のような諸帳を作成するには、現場で付けられた基本的な記録簿である原始簿があったはずである。伊勢大湊の「船々取日記」や、「船々聚錢帳」のような帳簿がそれに当るであろう。「兵庫北関入船納帳」も原始簿であったと考えられる。「兵庫北関入船納帳」については、別稿で考察したい。

筆者は、我国にも古来より受託責任（会計責任）があると考えてきた<sup>14</sup>。したがって、金堂の修造を請負った者は、会計責任を解除してもらうために、「金澤稱名寺金堂修造料足日記」や「帆別錢納帳」等を称名寺に提出したはずであり、その提出者は「道阿彌」ということになるであろう。ただ、「武蔵国品河湊船帳」については、明徳三年正月から八月まで8カ月分なので、それ以後も同じように一定期間ごとに作成し、その都度提出されていたとも考えられる。もしもそうなら、全て「道阿彌」が係わったかについては疑問も残る。つまり、道阿彌が帆別錢の徴収に関わってない時期はどうかということである。例えば、この時は「井田殿」が作成したという可能性も考えられるのではないか。もっというなら、帆別錢の徴収するものが当然、原始簿も付けるわけであり、その者が「武蔵国品河湊船帳」を作成し、称名寺に帆別錢と一緒に提出したという考えも成り立つ。

ところで、綿貫は「武蔵国品河湊船帳」を「保管用案文、覚書的な文書」（綿貫1998, 105）であるとしている。確かにその線も否定できないが、そう考え

ると称名寺が主体となり、寺が作成したというニュアンスに聞こえる。あくまで修造を請負った者が、自分の仕事の証として作成し称名寺に提出したものではなからうか。それを称名寺が覚えとして写しをとるということはあったと思う。ただ、宛名であるとか、日付（作成日）、作成者の記載がないことが気になる。寺院の納下帳や荘園の結解散用状には監査人の署名のあるものもある。同じ称名寺に提出されたものでも、結解状や、勘定状には入っている。例えば、佐賀郷の宝徳元年（1449）の年貢米勘定状（神奈川県1979, 30-31）を見ると、「注進」ではじり、最後から2行目の下に「政所惟憲（花押）」、最後の行の上から「寶徳元年巳己壬十月 日」と書かれている。称名寺に提出されたものは、他の物もこれと同様の様式を取っている。だから「写し」である可能性もある。今では失われてしまったが、宛名書きもあり、「注進」の文字や、日付、作成者の記名もあり、工事にかかった費用の全額が書かれた正式な上申書があったのではないか。その注進状が中心にあり、「金澤稱名寺金堂修造料足日記」、「帆別錢納帳」などは、明細として同じ袋に入れられて称名寺に提出されたという推定は成り立つ。

いずれにしても、称名寺の金堂修造に関わる一群の書類は、修造を請負った者が称名寺に対して会計責任（一般的には説明責任）を果たすために作成したものであろう。

安藤英義は、「簿記は立派な商業技術であるが、一つの仮説として、その技術は文化と関連して発達したと考えられないか。・・・それぞれ異なる文化を背景に形成されたのではないか」（傍点引用者、安藤1990、17）と述べている。武蔵国神奈河品河両湊の帳合法（簿記）も、決算報告書が作られ、帳簿に日記という名称が用いられていること、また宗教や土倉（ここでは＝間）の関係があることなど、筆者が今まで研究してきた我国の帳合法との共通性がみられる。このことは、帳合法の世界で東西文化の差が無かったことの現れではなからうか。それはまた、品河が海を通じて西国と繋がっていた証しともいえる<sup>15</sup>。

一方、「〇〇日始之、」と会計期間の期首に当たるとされる開始日が記載され

ていることや、明細帳が多く作られることなど、西国では見られない。これは東国と西国の文化的な相違いから来ているものか、そこら辺りは、今後の研究課題といえよう。

いずれにしても、中世の東国、「坂東」と呼ばれた地にも、都を中心とした西国に勝るとも劣らない「帳合法」が成立していたことは確かである。また、このことは、近世に江戸の町で「算用帳制度」が開花する下地があったということの意味するであろう<sup>16</sup>。

そして、神奈河品河諸帳を道阿彌に限らず「問」というものが作成し、その「問」を「商人」と考えたなら、蓋し、現存する最古の商業帳簿は伊勢富山家の「足利帳」であり、記録上で最古のものは「土倉帳」あるという定説は完全に覆るのではなかろうか<sup>17</sup>。

## 注

- 1 「帆別銭」の徴収の経緯については、綿貫友子氏稿（綿貫2006）の284頁を参照されたし。
- 2 この時期、会計帳簿の名称として、「〇〇帳」というのと、「〇〇日記」というのが混在していたように思われる。例えば、伊勢大湊の天正二年（1574）の「船々取日記」と、永禄八年（1565）の「船々聚銭帳」は両方とも冊子状で、綿貫友子氏が述べているように、ほぼ同様の書式である（綿貫1998, 168）。僅か9年しか違わないにもかかわらず、一方のタイトルは、「〇〇日記」であり、もう一方は「〇〇帳」と付されている。筆者の考えでは、古代律令制の時代の正税帳や出挙帳が会計帳簿の元祖であるが、律令制の衰えとともにこれらの帳簿は消えていった。しかし、会計帳簿は、日常生活を記録する日記と同じように、金銭の出し入れに関するものも「日記」という名称で付けられていった。「日記」は債権簿であるとか、荘園の年貢散用状の台帳などとして残った。しかし、「〇〇帳」という名称も完全には消えず残った。また、本文で述べたように、中世には「日記」という名称で年貢散用状、つまり決算報告書になっている例も見られた。第3章で取り上げる「金澤稱名寺金堂修造料足日記」も同様であると考えられる。会計帳簿がいろいろな機能を持ち「〇〇帳」という名称になるのは、江戸時代になってからである。日記が機能分化したと筆者は考えている（田中孝2014, 174）。もっとも会計帳簿の組織の中で最初に取引を書いていく帳簿として、「日記帳」というのは残った。
- 3 綿貫氏の初出論文は、1989年の『史艸』30号に掲載されているが、その論稿がそのまま

再録されている久留島・榎原編著の(綿貫2006)を用いる。コロナ禍のため論文一つ入手するのに手間と経費がかかり、以前の研究で久留島・榎原編著を入手し手元に在ったためである。この初出論文を加筆・修正し、綿貫著(綿貫1998)に収録しておられる。しかしながら、宇佐美隆之氏との論争について述べる観点から、宇佐美氏が批判した初出論文からの引用が良いと思い再録である(綿貫2006)を用いた。

- 4 綿貫氏は、綿貫著の中で「当該史料に関する研究史」(綿貫1998, 106-110)として先学の考えを紹介されているので、そちらをご参照いただきたい。
- 5 最後の点だけ少し補足しておく。綿貫氏は船名の地名が付けられたものが複数含まれていること、さらに、船主名に多く付いている「大夫」号に注目している。筆者は伊勢で生まれ育ったので十分承知しているが、「大夫(だいゆう)」は「御師(おんし)」の称号である。「御師」とは、伊勢神宮の権禰宜のことであり、いわば下級神官(神人)である。綿貫氏は、網野善彦氏の説を引用しながら、「御師」を商人であると位置づける(筆者もそう思う)(綿貫2006, 288-292)。そして綿貫氏は次のように考える。もし、品河に入港した船が伊勢神宮への貢納物輸送船(神船)であるなら、関料・津料は減免されるのが一般的である(綿貫2006, 288)。帆別銭は「品河以下浦々出入船」に課されるが、伊勢沿岸の船について考えた場合、品河への「入」港が徴収の契機となる。その時、入港が単に御厨から伊勢への貢納物輸送のためと見做されなかったところに徴税の根拠を求めるべきであろう。つまり、品河から伊勢への復船は貢納物輸送船だったにせよ、伊勢から品河への往船は課税対象となる機能、商品輸送船として認識されたことが想定される。さらにいうなら、往船には商品が、復船には貢納物・往船の商品を販売した代金としての銭、それを資本に購入した商品が混載されていたと考えられる(綿貫2006, 292-293)としている。つまり、湊船が帆別銭の課税対象になる品を積んでいたということを論理的に説明している。綿貫氏は論文の「はじめに」において、「武蔵国品河湊船帳」について、これまでは入港船舶・商業活動の実態についての十分な分析が行われず、解明もされていないのが現状であるので、先学の業績に導かれつつ、伊勢と関東間に展開された隔地間取引の具体像を探ることが研究の目的である(下線引用者、綿貫2006, 283)としている。その目的は達せられたかと思う。宇佐美氏も、(綿貫氏は)品川に伊勢の船が来航していることを証明された。これにより、注目されながらも実証が不可能と思われていた中世の関東・伊勢間の航路の存在が明らかになった(宇佐美1997, 62)、と賞賛されておられる。
- 6 宇佐美氏のご論稿は加筆・修正され、その後発刊された宇佐美著(宇佐美1999)に収録されている。
- 7 座談会の記録は、『品川歴史館紀要』第13号(稲本・宇佐美・柘植・峰岸・綿貫1998)に「〈座談会〉中世太平洋海運と品川」として掲載されているので、ご関心のある方は参照されたし。
- 8 ただ、黒嶋氏の研究対象は「帆別銭そのもの」であり、こちらも重要な問題であると思われるが、紙面の都合上省略させていただく。ご興味のある方は黒嶋著(黒嶋2012)をご覧ください。

下いただきたい。

- 9 瀧論文と同時に著されたものに相田二郎氏の『中世の關所』（相田1943）という書物がある。その中で相田氏は關所の免税について述べている。相田氏は、津料は關所料と屢よばれている（相田1943, 51）としているので帆別錢も同様であろう。相田氏がまず關所の例として掲げている貞応元年（1222）の六波羅探題の下知状には、八幡宮寺山崎神人の不破関の關料を免除することが北条泰時、北条時房の連名で出されている（相田1943, 65）。また、「富士道者の關役免除」という節を立て、富士山中御室の供御米を運送する荷馬の關役免除や富士參詣道者の關錢免除について述べている（相田1943, 246-258）。さらに、身延山の御会式の參詣人の關所免除についても触れている（相田1943, 259-266）。しかしながら、免税者の報告とか名簿の提出については書かれていない。思うに、關料を關所の場合には通過者が多く、「帳簿」には控えるだろうが、それ自体を領主に提出すること無かったのではないか。提出されるのは日々の通過者の人数であったり、納付する關料の額であったりするのではなかろうか。例えば、宇佐美氏は別稿において『鶺鴒殿錢納日記』（談山神社1929, 511-548）を詳しく分析をされておられる（宇佐美1999, 29-32）。この日記は領主である多武峯寺に提出された關錢の收支報告書であると考えられる。關の通過者を控える關帳というような帳簿（原始簿）は当然現地で付けられていたと思うが、それを領主に提出することは無いのではなかろうか。原始簿は、あくまで報告書を作る台帳になったり、監査時に報告書の正否を確認するための照合に用いられられたりしたと思う。したがって、名簿の類いが提出されるとしたら、關料免除者の名簿であるとか一覧表になるのではなかろうか。その意味では宇佐美氏が「武蔵国品河湊船帳」を「免税台帳」とであるという説には一理ある。しかしながら、当時の人口は、現在に比べたらうんと少ないであろうし、西国から東国まで海を越えて来るような大きな船の数はそんなに多くはなかったのではないかと考えられる。それに加え船の着岸が一度とは限らないかもしれないと考えるなら、「武蔵国品河湊船帳」掲載の八カ月で30艘という数字は妥当とも取れる。すると「徵税台帳」とする綿貫氏の説も当然「あり」であろう。
- 10 綿貫氏自身もこの点に関して、田中克行氏から次のような批判がなされていることに触れられている。田中氏は、「称名寺領では、綿貫氏が注目した『行本』以外の間は、莊園経営・年貢徴収には携わっておらず、また年貢運搬さえも請け負っていないのである。こうなると、綿貫氏が人名の一致のみから導き出した『品川の問が莊園の定使を務める』という推論も、危ういものとなる。従来の研究は『問丸は莊園年貢を運搬するもの』という予断をもって史料の解釈をしている向きがある。莊園年貢が莊園領主のもとに運ばれるものである以上、莊園年貢の運搬の問題は、領主側から派遣されている代官・交代官・上使の動き、現地の庄民の動きを踏まえた上で、問がいかなる機能を占めるかを考える必要がある」（下線引用者、田中克1995, 181）と述べられる。
- 11 有徳人（うとくにん）とは、富裕者の意。有得人とも書き、有徳の人・徳人・得人など



## 中世の帳合法と湊

ともいう。中世から近世まで用いられた語であるが、文献に数多くみえるようになるのは鎌倉時代後期からである。ふつう有徳人といわれたのは非農的・非領主的な富裕者であり、身分もそのころ凡下といわれた商人・借上・土倉・山僧・酒屋などであった。いわば荘園の代官、地主的な主、商人、金融業者、貿易業者など、当時荘園制社会のなかによりやく活発化してきた貨幣経済とともに現れた階層である（黒田1980, 138）。

- 12 鈴木道胤についての高島緑雄氏の説明で重要と思われる部分を一部抜粋すると次のようになる。妙国寺の五重塔を建て、梵鐘を寄進し、その有徳ぶりを伝えられる鈴木道胤とは、足利成氏から蔵役を免除された高利貸金融業者である。道胤は西国の廻船業者によく知られた間ではあったのではなからうか。間の経営で蓄積した財を元に質屋の経営にもりだし、巨額な財産を作り上げたのであろう（下線引用者、品川区1973, 341-342）。また、永原慶二氏は、京都の十住心院の僧で連歌師の心敬が道胤を頼って品川に下り、そこに仮寓した事実などから、道胤という人物は、経済史のみならず文化史的にも注目すべき存在である（永原1988, 295）と述べられている。さらに、佐藤博信氏は、室町期の政治的・経済的・宗教的な全運動を集約する歴史的主体として有徳人が存在し、その傑出した一人が鈴木道胤であった（佐藤1995, 124）とされている。
- 13 鈴木敦子氏の主張を「むすびに」から抜粋すると、土倉は本来の高利貸し活動を超えて、貸金の返済を確実にものとするために、荘園経営を請け負い、その収入で貸金の引当としたのである。問丸も荘園領主の年貢物の販売・送金を請け負うことから、荘園領主の依頼によって土倉と同様の経過をたどりつつ、高利貸活動を行うことになるのであろう。つまり、問丸の経営形態が土倉に限りなく近づいているのである（鈴木2000, 272）と述べておられる。
- 14 我国古来の会計責任に関する考え方は、拙稿（田中2018）をご参照願いたい。
- 15 「日記」という語は、貞慶二年（1223）三月の船法儀（廻船式目）に「積日記」として出ている。「一 積日記船頭に渡す時は、乗衆何れも加判可有也、是にはづるゝものは聊配當に入間敷もの也、但し、船内轉檢之上を以、残りたるものは積日記に不入といふとも、可入ニ配當になり、捨てたるものは會て不可入事、」（下線引用者、竹内理1973, 166）という規定がある。「積日記」というものが、どういうものか分からない。しかしながら、「配當」という語が出ていることから「儲け」か「商売」などとの繋がりも想定できる。また、帳付けができる人間が乗船していることもあろう。とにかく、東西の航路を通じて帳合法が伝播した可能性も指摘できるのではなからうか。
- 16 江戸の町で帳合法が発達するためには、大坂商人や伊勢商人、近江商人の進出を待たねばならないだろう。
- 17 筆者が拙著において、「天平勝宝二年借用銭録帳」が最古の商業帳簿ということになれば、定説を覆えすことになるのではなからうか（田中孝2014, 123）、と述べたことがあつが、それは完全には言いきれないことであつた。なぜなら公会計の分野に属すとも考えられる

からである。筆者は、それ以外にも数多くの荘園の年貢の報告書や寺院の納下帳などの考察を行ってきた。しかし、それらは帳合法の起源ではあっても商業帳簿ではない。それに比し、間(丸)は、商人といえる存在ではなからうか。

## 引用文献

- 相田二郎. 1943. 『中世の關所』 畝傍書房.
- 安藤英義. 1990. 「イギリスの簿記書と組織文化」『會計』138(3) : 17-30.
- 阿部征寛. 1990. 『中世関東の武士団と信仰』 阿部征寛著作集刊行会.
- 網野善彦. 2009. 『海人と日本社会』 新人物往来社.
- 稲本紀昭・宇佐美隆之・柘植信行・峰岸純夫・綿貫友子. 1998. 「〈座談会〉中世太平洋海運と品川」『品川歴史館紀要』13 : 1-52.
- 宇佐美隆之. 1997. 「中世の太平洋岸海運と湊船 — 『武蔵国品河湊船帳』の再検討—」『古文書研究』44・45合併号 : 62-80.
- 宇佐美隆之. 1999. 『日本中世の流通と商業』 吉川弘文館.
- 及川盛雄. 1958. 『横浜市史』第1巻 有隣堂.
- 小笠原長和. 1985. 『中世房総の政治と文化』 吉川弘文館.
- 神奈川県企画調査部県史編集室. 1975. 『神奈川県史』資料編3 古代・中世(3上) 神奈川県.
- 神奈川県企画調査部県史編集室. 1979. 『神奈川県史』資料編3 古代・中世(3下) 神奈川県.
- 金澤文庫. 1955. 『金澤文庫古文書』第七輯 庶務文書篇.
- 黒嶋敏. 2012. 『中世の権力と列島』 高志書院.
- 黒田俊雄. 1980. 「うとくにん」 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第二巻 : 138.
- 櫻井景雄. 1940. 『南禪寺史』 大本山南禪寺.
- 佐藤博信. 1995. 「有徳人鈴木道胤についての覚書 — とくに日親『伝灯鈔』の検討を中心として」 峰岸純夫・村井章介編『中世東国の物流と都市』 山川出版社 : 112-127.
- 品川区. 1973. 『品川区史』 通史編 上巻.
- 鈴木敦子. 2000. 『日本中世社会の流通構造』 校倉書房.
- 瀧善成. 1935. 「關所の研究 — 中世社会經濟史の一問題として—」『社会学徒』9(7) : 40-71.
- 瀧善成. 1936. 「足利初期に於ける西部東京灣内海港の發展」『鴨台史報』第四輯(大正大学史学会) : 72-82.
- 竹内理三. 1973. 『鎌倉遺文』 古文書編第五巻 東京堂出版.
- 田中克行. 1995. 「荘園年貢の収納・運搬と間丸」 峰岸純夫・村井章介編『中世東国の物流と都市』 山川出版社 : 172-202.
- 田中孝治. 2014. 『江戸時代帳合法成立史の研究』 森山書店.

## 中世の帳合法と湊

- 田中孝治. 2018. 「我国古来の受託責任（会計責任）概念について」安藤英義編『会計における責任概念の歴史—受託責任ないし会計責任—』中央経済社：402-434.
- 田中孝治. 2019. 「室町時代の禅宗寺院会計について —東班衆と百丈清規を手掛かりとして—」『産業経理』79(2)：129-152.
- 談山神社刊書奉賛會. 1929. 『談山神社文書』星野書店.
- 豊田武. 1936a. 「中世の間丸（上）」『社会経済史学』5(12)：29-52.
- 豊田武. 1936b. 「中世の間丸（下）」『社会経済史学』6(1)：23-57.
- 豊田武. 1991. 『中世日本の商業』豊田武著作集 第二卷 吉川弘文館.
- 永原慶二. 1988. 『内乱と民衆の世紀』体系日本の歴史6 小学館.
- 永原慶二. 1991. 「熊野・伊勢商人と中世の東国」小川信先生の古希記念論集を刊行する会編『日本中世政治社会の研究』続群書類従完成会：407-432.
- 舟越康壽. 1952. 「金澤稱名寺領の研究 —中世中級寺社の一典型」『横浜市立大学紀要』第九・十号.
- 山田邦明. 1995. 『鎌倉府と関東 —中世の政治秩序と在地社会—』校倉書房.
- 綿貫友子. 1998. 『中世東国の太平洋海運』東京大学出版会.
- 綿貫友子. 2006. 「『武蔵国品河湊船帳』をめぐる中世広東における隔地間取引の一側面」久留島典子・榎原雅治編 展望日本歴史11『室町の社会』東京堂出版：282-300.

